8　第五項に定める額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、組合又は連結子法人等が少数出資金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9　第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通出資等があるときは、当該対象普通出資等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して行政庁が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一　その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二　引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

10　第六項第三号及び第七項各号並びに前条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第五項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額　繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額　繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

11　第六項第三号及び第七項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、評価・換算差額等に計上される項目に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

12　第四項及び第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段の額とする。

第十四条　削除

第十五条第一項中「次の各号に掲げるすべての要件」を「次に掲げる要件の全て」に、「前条第一項の規定（同項第二号ハに係る部分に限る。）」を「第十二条第二項、第十三条第四項から第九項まで及び次条第二項の規定」に改め、「比例連結」の下に「の方法」を加え、「の方法」を削り、「自己資本比率」を「連結自己資本比率」に改め、「（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。）」を削り、「当該関連法人等」を「当該金融業務を営む関連法人等」に改め、同項第一号中「（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この章から第四章までにおいて同じ。）」を削り、同項第二号中「有する」を「保有する」に、「議決権の数が」を「議決権の数が」に、「総株主、総社員又は総出資者」を「総株主等」に改め、同項第四号中「当該組合が」を「当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする組合が」に、「契約等」を「契約その他これに類するもの」に改め、同条第二項中「自己資本比率」を「連結自己資本比率」に改める。

第十六条第一項中「第十九条」を「第十九条第一項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一　個別貸倒引当金（内部格付手法採用組合にあっては、その他資産に対して計上されているものに限る。）

二　債務保証見返勘定

三　派生商品取引に係る資産

四　有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

五　自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第十二条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

六　第十二条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

七　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第十三条第十一項の規定により同条第六項第三号又は第七項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかった部分

3　第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一　中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二　直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三　資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

第十八条第一項及び第二項中「定める期間」を「掲げる期間」に、「当該上回る額に二十五・〇」を「当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五」に、「第十条に定める算式」を「第十条の算式」に改め、同条第三項中「第十条に定める算式」を「第十条の算式」に改め、同条第四項及び第五項中「第十条に定める算式」を「第十条の算式」に、「四パーセント」を「八パーセント」に、「第十二条第一項各号に掲げる額を控除した額」を「及び第十二条第二項各号に掲げる額及び第十四条の定めるところにより控除される額」を「及び第十二条第二項各号に掲げる額」に、「第十三条第一項第二号」を「同条第一項第三号」に改め、同条第六項中「第十条に定める算式」を「第十条の算式」に、「四パーセント」を「八パーセント」に、「、第十二条第一項各号に掲げる額及び第十四条の定めるところにより控除される額の合計額から第十三条第一項第二号に掲げる額を控除した額」を「及び第十二条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額を控除した額」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条　標準的手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計額）

（標準的手法採用組合の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一　次節に定めるリスク・ウェイトを資産の額（その損益又は評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。）又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十四条及び第二百二十二条から第二百二十八条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額